様式第４号（第３項関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 青梅市発注にかかる青梅市総合体育館照明設備ＬＥＤ改修および受変電設備改修工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）の請負

(2) 前号に付帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○・○○・○○特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を東京都青梅市○○○○○○○○○○○に置く。

（成立の時期および解散の時期）

第４条　当企業体は、令和７年○○月○○日←【協定成立日】に成立し、工事の請負契約の履行後６か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事にかかる請負契約が締結された日または、青梅市議会により工事請負契約が締結されないこととなった日をもって解散するものとする。

（構成員の住所および名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所　　在　　地　　　東京都青梅市○○○○○

商号または名称　　　○○○○○

所　　在　　地　　　東京都青梅市○○○○○

商号または名称　　　○○○○○

所　　在　　地　　　東京都青梅市○○○○○

商号または名称　　　○○○○○

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○○○○←【会社名】を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者および監督官庁等と折衝する権限ならびに請負代金（前払金、中間前払金および部分払金を含む。）の請求、受領および当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号または名称　　　　○○○○○　　　　　　　　　○○　％

商号または名称　　　　○○○○○　　　　　　　　　○○　％

商号または名称　　　　○○○○○　　　　　　　　　○○　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織および編成ならびに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、工事の請負契約の履行および下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座で取引するものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書にもとづく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者および構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日まで脱退することができない。

２　構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２　当企業体は、構成員のうち、いずれかが工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員および発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産または解散に対する措置）

第１７条　構成員のうち、いずれかが工事途中において破産または解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条の２　代表者が脱退し、もしくは除名された場合または代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員および発注者の承認により残存構成員のうち、いずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき、契約の内容に適合しないときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○・○○・○○特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通←【構成員数＋１通（青梅市提出分）】を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自がその１通を所持するものとする。

令和７年○○月○○日←【協定書作成日】

　　　　所　　在　　地　　東京都青梅市○○○○○

　　　　商号または名称　　○○○○○○○

　　　　代　　表　　者　　○○○○○○○　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　所　　在　　地　　東京都青梅市○○○○○

　　　　商号または名称　　○○○○○○○

　　　　代　　表　　者　　○○○○○○○　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　所　　在　　地　　東京都青梅市○○○○○

　　　　商号または名称　　○○○○○○○

　　　　代　　表　　者　　○○○○○○○　　　　　　　　　　　　　　　　　　印